

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）介護福祉士修学資金等貸付規程第11条の規程に基づき、介護福祉士又は社会福祉士養成施設等に在学する者に修学資金を貸付け、もって質の高い介護福祉士等の養成確保に資することを目的とし、その修学資金の貸付けに関し必要な事項を定める。

(貸付けの対象)

第2条 修学資金の貸付対象は、次の各号に該当する者とする。なお、本会が実施する介護福祉士実務者研修受講資金及び同条に掲げる各号と重複して貸付けを受けることはできないものとする。

(1) 介護福祉士修学資金

- ①社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働省大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設」という。）において在学する者とする。
- ②養成施設を卒業後、沖縄県内等（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は沖縄県内とする。以下「沖縄県内等」という。）の指定された施設等において介護等の業務に従事しようとする者とする。
- ③優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者とする。

(2) 社会福祉士修学資金

- ①法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働省大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設」という。）において在学する者とする。
- ②前号②③を準用する。

2 前項に規定する者であって、生活保護世帯の者及び生活保護世帯に準ずる経済状況にある者については、養成施設の入学前に貸付けの対象とすることができるものとする。

(介護等の業務)

第3条 この貸付要領において、介護等の業務とは、介護福祉士又は社会福祉士養成施設を卒業後に、指定された施設等において介護福祉士等として業務に従事することをいう。

(修学資金の種類及び貸付額)

第4条 修学資金の種類及び貸付額は、次の各号に定める額とする。

(1) 介護福祉士修学資金

- ①修学費 月額50,000円以内
- ②入学準備金 200,000円以内
- ③就職準備金 200,000円以内
- ④国家試験受験対策費用 年額40,000円以内
- ⑤生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる金額以内

(2) 社会福祉士修学資金

- ①修学費 月額50,000円以内
- ②入学準備金 200,000円以内
- ③就職準備金 200,000円以内
- ④生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる金額以内

2 国家試験受験対策費用の貸付けを受けようとする者は、当該卒業年度以降に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者とする。

3 生活費加算の貸付けを受けようとする者は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する者であって、貸付申請時において申請者の属する世帯の主が次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 生活保護受給世帯の者

(2) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ①地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ②地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ③国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ④国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

4 生活費加算において、貸付月額は、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、修学費（月額50,000円以内）を貸付けずに、生活費加算分のみを貸付けすることはできない。なお、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や、生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

(貸付期間及び利子)

第5条 貸付期間は、養成施設に在学する期間とし、原則として正規の修学期間とする。なお、病気等の真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めることとする。

2 修学資金の利子は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を本会会長に提出しなければならない。

(1) 申請書（第1号様式）

- (2) 養成施設の長の推薦書（第2号様式）
- (3) 住民票（申請者）
- (4) 養成施設の在学証明書
- (5) 申請者の属する世帯全員分（高校生以下は除く。）及び連帯保証人の所得証明書等
- (6) 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者。以下同じ）にあつては、離職したことを証明する書類
- (7) 他の貸与機関から奨学金等を借入している者にあつては、借入額が記載されている書類の写し
- (8) 生活費加算を申請する者については、第4条第2項第1号に規定する者は生活保護受給証明書、第4条第2項第2号に規定する者は前年度又は当該年度において当該措置を受けたことを証明する書類
- (9) その他、本会会長が必要と認める書類

2 養成施設の入学前に貸付申請をする生活保護世帯又は生活保護世帯に準ずる経済状況にある者の場合には、以下の書類等を本会会長に直接提出するものとする。

(1) 生活保護世帯の場合

- ①養成施設からの推薦書に替えて、貸付申請者が高校生の場合は高校の調査書又は内申書、それ以外の者の場合は、養成施設への修学意欲、資格取得後の福祉・介護分野での就労意思等の確認書（第17号様式）
- ②福祉事務所が発行する生活保護受給証明書
- ③貸付けによる自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書（第18号様式）

(2) 生活保護世帯に準ずる経済状況にある者の場合

- ①養成施設からの推薦書に替えて、貸付申請者が高校生の場合は高校の調査書又は内申書、それ以外の者の場合は、養成施設への修学意欲、資格取得後の福祉・介護分野での就労意思等の確認書（第17号様式）
- ②第4条第3項第2号のいずれかに該当することが確認できる書類

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければならない。ただし、連帯保証人は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。ただし、その法定代理人が無収入又は低所得者である等の理由により保証能力に支障があると認める場合は、別に連帯保証人を立てるものとする。

3 契約後、連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、連帯保証人変更・追加申請書（第15号様式）を本会会長に提出しなければならない。

4 本会会長は、前項に規定する申請があつたときには、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(貸付審査会の設置)

第8条 適正な貸付けを行うため、貸付審査会（以下「審査会」という。）を設置し、貸付け

の可否の審査を行い、本会会長へ報告するものとする。なお、審査会の運営方法等については、本会会長が別に定めるものとする。

(審査結果の通知)

第9条 本会会長は、前条の審査会の報告を受け、貸付けの可否を決定し、通知するものとする。

2 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に申請者に貸付内定を通知するものとする。なお、本会会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付けの可否について、福祉事務所長に対し報告するものとする。また、貸付内定を受けた者は、養成施設へ入学後に、養成施設の長の修学資金推薦書（第2号様式）及び在学証明書を本会会長に提出しなければならない。

(貸付けの契約)

第10条 貸付の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号に掲げる書類を前条の通知を受けた日から14日以内に本会会長へ提出しなければならない。

- (1) 消費貸借契約書（第3号様式）
- (2) 振込口座申請書（第4号様式）
- (3) 印鑑登録証明書（借受人、法定代理人、連帯保証人）
- (4) 他の貸与機関から奨学金等を借入している者にあつては、当該貸与機関を辞退又は減額したことを証明する書類
- (5) 生活保護受給世帯の者であつて、生活費加算を受ける者にあつては、借受人の生活保護受給廃止を証明できる書類の写し
- (6) その他、本会会長が必要と認める書類

(貸付金の交付)

第11条 本会会長は、借受人から前条に規定する書類の提出があつたときは、当該貸付決定に係る修学資金（以下「貸付金」という。）を交付するものとする。

- 2 貸付金の交付は、分割の方法により交付する。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。
- 3 貸付金の交付前には、借入継続意思等確認報告書（第5号様式）により、借受人が在学していることを確認するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第12条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になり、進級又は正規の修学期間内での卒業ができないと認められるとき。

- (4) 死亡したとき。
 - (5) 貸付期間中に借受人から貸付契約の解除を申し出たとき。
 - (6) その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 本会会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの貸付けを行わず、休止するものとする。この場合において、既に交付された貸付金があるときは、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として交付されたものとする。
- 3 借受人は、前項に該当する事由が生じたときには、在学する養成施設の長の承認を得た休学・復学等届（第7号様式）を直ちに本会会長に提出しなければならない。なお、第1項第4号に該当する場合にあっては、連帯保証人は退学・辞退届（第8号様式）及び死亡届（第16号様式）に当該事実を証明する書類を添えて本会会長に提出しなければならない。また、第1項第1号及び第5号に該当する場合にあっては、借受人は退学・辞退届（第8号様式）を本会会長に提出しなければならない。
- 4 本会会長は、前項に規定する届出があったときは、契約の解除及び修学資金の返還等について通知するものとする。

（返還の債務の当然免除）

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録を行い、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事し、かつ5年間（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上）引き続きこれらの業務に従事したとき。
- (2) 借受人が、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第33条の規定に基づく沖縄県内の過疎地域において当該業務に従事した場合又は借受人が中高年離職者であって当該業務に従事した場合は、3年間（在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上）で貸付金の返還の債務を免除するものとする。

＜沖縄県内の過疎地域＞

国頭村、大宜味村、東村、伊平屋村、伊是名村、本部町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町

- (3) 前号において、沖縄県内等における過疎地域で連続した業務に従事した期間が3年を満たさず、過疎地域外で当該業務に従事した場合には、過疎地域及び過疎地域以外における業務従事期間が通算5年（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上）でなければならない。
 - (4) 第1号及び第2号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった又は国家試験に合格できなかった場合であって、本会会長が借受人からの再受験意思確認書（第20

号様式)に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合には、養成施設を卒業した日を養成施設の卒業した日の翌々年の国家試験に合格した日に読み替えるものとする。

- 3 当該資格の登録を行った者が、介護等の業務に従事することができなかった場合であって、養成施設を卒業した日から1年以内に介護等の業務以外の職種に採用された者については、借受人からの業務従事意思確認書(第12号様式)に基づき当該業務に従事する意思があると認められた場合は、「養成施設を卒業した日から1年以内」を「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
- 4 従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、沖縄県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することとする。
- 5 借受人は、第1項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、返還免除申請書(第14号様式)に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 6 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間、又は当該養成施設を卒業後、さらに他種の養成施設等(貸付要領第2条に規定されている養成施設に限る。ただし、同じ学科への入学は除く。)において修学している期間

(2) 沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事している期間又は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと会長が認める事由がある場合

- 2 借受人は、前項の各号のいずれかに該当し、猶予を申請するときは、返還猶予申請書(第10号様式)に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 本会会長は、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。)を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により債務の返還をすることができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、債務を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部

(3) 貸付けを受けた期間以上の期間、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の

業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。ただし、貸付けを受けた期間以上の介護等の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、又は特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

- 2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除の申請をするときは、返還免除申請書（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。
- 4 裁量免除の額は、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事した期間を、貸付期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（第13条第1項第2号に規定する過疎地域に従事する者及び中高年離職者については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を越えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還）

第16条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から債務を返還しなければならない。

- （1）貸付契約が解除されたとき。
- （2）養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録簿に登録をせず、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事しなかったとき。
- （3）沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。（業務従事届（第9号様式）の未提出の場合も含む）
- （4）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（返還期間及び返還方法）

第17条 前条の債務の返還期間は、貸付期間の3倍以内とする。ただし、貸付期間中の留年及び休学期間を除く。

- 2 前条の債務の返還方法は、月賦払いとし、支払金額は、債務額を支払月で割り出した金額とする。ただし、割り切れない端数額は最終回に振り分けるものとする。

（従事期間）

第18条 貸付金の返還免除及び猶予期間となる従事期間については、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数として取り扱うものとする。

（延滞利子）

第19条 本会会長は、借受人が正当な理由がなく、債務を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を免除することができるものとする。

(届出義務)

第20条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該書類を直ちに本会会長に届出なければならない。

- (1) 借受人が養成施設を卒業したときは、卒業証明書の写し
- (2) 借受人が介護福祉士等登録をしたときは、介護福祉士等登録証の写し
- (3) 借受人が沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事したときは、業務従事届(第9号様式)
- (4) 借受人が業務従事先を変更したときは、業務従事届(第9号様式)及び業務従事期間証明書(第11号様式)
- (5) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更があったときは、住所・氏名・連絡先等変更届(第6号様式)
- (6) 借受人が業務従事期間中に休職又は復職したときは、休職・復職届(第13号様式)

2 本会会長は、借受人及び連帯保証人に対し、前項に規定する届出書類のほか、貸付けの目的を達成するために必要な書類等の提出及び報告を求めることができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第21条 本会会長及び養成施設は、修学資金に基づく一切の個人情報を申請者(借受人)と連帯保証人の不利益とならないよう取り扱わなければならない。ただし、業務上必要な最低限度の範囲内において、相互に情報を交換・共有できるものとする。

(様式)

介護福祉士修学資金等貸付に係る申請及び届出書類の様式は、次のとおりとする。

- 第1号様式 申請書
- 第2号様式 推薦書
- 第3号様式 消費貸借契約書
- 第4号様式 振込口座申請書
- 第5号様式 借入継続意思等確認報告書
- 第6号様式 住所・氏名・連絡先等変更届
- 第7号様式 休学・復学等届
- 第8号様式 退学・辞退届
- 第9号様式 業務従事届
- 第10号様式 返還猶予申請書
- 第11号様式 業務従事期間証明書
- 第12号様式 業務従事意思確認書
- 第13号様式 休職・復職届

- 第14号様式 返還免除申請書
- 第15号様式 連帯保証人変更・追加申請書
- 第16号様式 死亡届
- 第17号様式 修学意欲・就労意思確認書
- 第18号様式 貸付申請に係る福祉事務所の意見書
- 第19号様式 貸付可否の福祉事務所への報告書
- 第20号様式 再受験意思確認書

(雑則)

第23条 この貸付要領の施行に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この貸付要領は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この貸付要領は、平成21年9月17日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この貸付要領は、平成24年8月28日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この貸付要領は、平成25年10月22日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この貸付要領は、平成27年3月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この貸付要領は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成29年2月22日から施行し、平成28年10月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成29年3月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。